外務省事業

「平成 29 年度日本人学生のインターンシップ支援事業」 募集要項

この度、外務省では、今後の日米関係における主導的な役割を担う人材の育成を目指し、 日米同盟関係の強化に繋げるため「日本人学生のインターンシップ支援事業」を実施いたします。 日本人学生のインターンシップ支援事業については、

『米国に学生を派遣することで同国において人脈を構築し、

今後の日米関係で主導的役割を果たす人材の育成』を目的としております。

米国での就業体験を通じて、国際社会の場で主体的にリーダーシップを発揮出来る、

今までにない新しい価値を築いていけるグローバル人材を目指す、

志の高い学生の皆さまのご応募をお待ちしております。

1 事業主体

企画 外務省北米第一課

運営 株式会社日本旅行

一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)

- 2 参加対象者と条件 (内容を理解の上、応募願います)
- *各募集人員に沿い応募者の中から書類選考を実施いたします。
- (1) 日本人学生のインターンシップ支援

在学中の大学生、大学院生及びこれらを卒業して1年以内の者

- ①派遣期間【長期】: 平成29年10月中旬頃より約1年程度 約3名募集
- ②派遣期間【中期】: 平成29年10月中旬頃より約6か月程度 約8名募集
- ③派遣期間【短期】:平成30年2月初旬頃より約2か月程度 約6名募集
- *①②③とも応募状況により、人数及び期間に変更の可能性があります。
- *応募者及び派遣先の事情を考慮し、出発(派遣開始時期)が前後する可能性があります。
- *①②③に重複して応募することも可能です。(但し、いずれか選考の結果、

不採用となりました場合においては、追加応募頂くことは出来ません。)

- *短期については最短でも6週間以上の派遣となります。
- *選考に通過された方が辞退された場合に、繰り上げにて応募頂きました方へ ご連絡させて頂く場合がございます。

(2) 英語能力

米国研修に必要な英語力があること。

(目安) TOEIC 825 以上、 TOEFL iBT100以上、IELTS 8.0以上

(3) その他

- ①出発時時点で 6か月以上休学、実務経験から離れていないこと。
- ②研修期間中は、定められた研修計画に従うこと。研修終了後は日本に帰国すること。
- ③米国国務省に定められた内容に沿った所定の医療事故保険に加入すること。
- ④医療分野、航空技術、実技を伴う芸術分野他、申請対象とならない職種・分野ではない こと。
- ⑤選考後は、人道上の理由等を除き自己都合による辞退等は受け付けません。
- ⑥自己都合による旅程の変更(滞在延長、発着地の変更等)は認められません。
- ⑦出発日時点で、20歳未満の方の応募者は、保護者の方からの同意書を提出すること。
- ⑧申請時および各種手続き時に日本国外に滞在していないこと。
- ⑨過去にビザを取得し米国滞在をしている場合は、その時の滞在資格・滞在期間により お申込みできない場合があります。以下に記す必要書類を必ず提出すること。
- ⑩出発前オリエンテーションおよび帰国後の成果共有会に出席すること。
- (1)同プログラムの参加歴がないこと。
- ②二重国籍でないこと。
- ③米国へ期間中渡航可能な残存有効期限のある旅券を保持または取得すること。
- ※短期・中期については2018年9月/長期については2019年3月以降の有効期限が必要

3 派遣先(予定:例)

(1) 日米同盟強化に有効で発信力の高い連邦議員事務所、州議会議員事務所、米政府機関、 弁護士事務所、シンクタンク、雑誌・新聞社、米企業等。

*インターンシップ先については、米国国務省の規定により基本的に参加者のこれまでの経歴に関連のあるインターンシップ先を選定します。なお受入の決定権はインターンシップ先となり、参加者が選ぶことはできません)

- 4 政府からの支援(参加決定後に自己都合により辞退する場合には、それまでにかかった費用を返金する必要があります。)
- (1) 参加者の旅費・インターンシップ手続き
 - (ア) 米国派遣先 Placement 手続き費用 (派遣先決定までにかかる費用)
 - *連絡通信費、交通費等は含みません
 - (イ) 往復国際航空券(成田または羽田空港発着予定、航空会社・経路は選べません)
 - (ウ) ビザ(J1) 取得に必要な書類手配・手続き費用、ビザ(J1)代
 - (工) 滞在費 (一部)
 - *支給月数は派遣期間小数点第一位まで(例:長期 10 万円×11.5 か月)

長期:月10万円中期:月10万円 短期:月5万円

滞在費については滞在中に掛かる費用の全てを賄うものではございません。

派遣先都市により住居費用や物価が異なりますため、

不足分についてはご自身でご負担頂く必要がございますこと、予めご承知願います。

- (2) 参加者が負担する経費…上記(1)以外の費用、例を下記に記載いたします。
 - (ア) 日本国内の移動にかかわる費用 米国派遣先 Placement 手続きにかかわる交通費等、 J1 ビザ申請にかかわる交通費、 オリエンテーション及び成果共有会 (帰国後実施) 参加にかかわる交通費
 - (イ) 出発・帰着空港(成田または羽田空港予定)までの交通費
 - (ウ) 米国内国際線発着空港~滞在先までの交通費
 - (エ) 米国内の移動にかかわる費用 滞在先~派遣先等の交通費
 - (オ) 渡航手続きに要する費用 (パスポート取得に要する費用等)
 - (カ) 現地で発生する個人の経費(土産物代、電話代等)
 - (キ) 滞在費(家賃・ホームステイ等宿泊滞在費)*一部政府からの支援あり4(1)(エ)項参照

5 応募手続

(1) 募集期間

2017年7月5日(水)10時~7月25日(火)17:00迄必着 *応募受付次第、先着順に順次選考を開始させて頂きます。

- (2) 選考手続(予定)
- (ア) 参加申込登録専用の申し込みサイトより (https://v3.apollon.nta.co.jp/2017internship/) 個人情報を登録し、
- ①申請者登録書
- ②推薦保証状兼同意書·誓約書·Written Pledge
- ③旅券コピー
- ④過去に取得した米国ビザ関連書類 (ビザスタンプコピー/I-20, DS-2019 コピー)
- ⑤証明写真 JPEG 等データ (直近6か月以内撮影のもの)
- ⑥英文レジュメ
- ⑦英文エッセイ
- ⑧英文カバーレター
- ⑨大学以降の英文卒業証明書、成績証明書コピー
- ⑩英文在籍証明書
- ①英語能力証明書

上記、応募書類を添付の上、送信ください。

送信いただいた内容をもとに一般社団法人日本国際実務研修協会 (JIPT) 及び外務省北米第一課が 選考を行います。

*応募書類についての詳細は上記申込みサイト及び上記必要書類の⑥~⑪については、

【別紙】 申請必要書類 Placement(米国インターンシップ先選定)用 を参照ください。

- (イ) 書類選考を通過した応募者に対して一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)より 7月26日(水) 迄に連絡いたします。(*選考された方のみ連絡が参ります)
- (ウ) 書類選考を通過した応募者については、以下のプロセスで選考が進みます。
- ① 一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)による電話やスカイプ等での英語・適性面接
- ② 米国国務省認可団体による電話やスカイプ等での英語面接
- ③ 派遣先候補との電話やスカイプ等での面接
- *面接の日時については、個別に決定いたします。
- (エ) インターンシップ先選定のために英語および適性インタビューを行います。能力が不十分と 判断された 場合や運営者からの協力要請に著しく非協力である場合は、選考後であっても申し込み をお断りする場合があります。
- * 派遣先が決定するまでに、時間がかかるケースがあります。

6 個人情報の取扱い

応募フォームに記載された情報は次のような目的で利用します。

- (1) 応募フォーム及び添付書類は、採否審査、事業実施、事業評価のため、外部有識者等に提供することがあります。提供する際、外部有識者等の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
- (2) 参加者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、ホームページ、その他の 広報資料に掲載される統計資料作成に利用されます。さらに、事業の実施地に所在する日本大使 館・ 総領事館等の在外公館にも、事業概要と併せ情報提供することがあります。
- (3) 参加者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、広報のため、報道機関や他団体に知らせることがあります。
- (4) 選考された場合、登録フォームに記入された連絡先に、事業のフォローアップのためアンケートをお送りすることがあります。
- (5) 選考後、J ビザを取得していただきますが、J-1 ビザでインターンシッププログラムに参加された方は、米国大使館「国務省人物交流プログラム同窓生(State Alumni)」と認定され、氏名、メールアドレスが登録されます。その為、State Alumni の情報等のご案内が行く可能性がございます。

7 問い合わせ先

上記に関してご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

- 一「平成 29 年度日本人学生のインターンシップ支援事業」運営受託―
- (株)日本旅行 公務法人営業部 営業2課 担当:市川・菅

TEL 03-5402-6471 (土日祝を除く平日 09:30~17:30)

【メールアドレス】 専用アドレス beikoku_internship@nta.co.jp

【別紙】申請必要書類 Placement (米国インターンシップ先選定) 用

以下の英文書類が必要となります。

なお各書類については直近3カ月以内に発行されたものに限ります。 JIPTとのインタビューまでに全ての書類が提出できない場合、選考対象外となります。

- ⑥英文レジュメ (記入見本あり 手書き不可 Word形式で提出)
- ⑦英文エッセイ(所定フォーム使用すること 手書き不可 Word形式で提出)
- ®英文カバーレター (自由形式 記入見本・所定フォームなし 手書き不可 Word形式で提出) これまでどの様なことを学び、何が出来るのかを1 枚にまとめる。
- ⑨大学以降(全て)の英文卒業証明書および英文成績証明書コピー(直近3ヶ月以内のもの)
- *大学1 学年の方については、英文成績証明書もしくは英文履修証明コピーをお寄せください。
- ⑩英文在籍証明書 (Full time Studentである旨、明記のある証明書以外は認められません)
- *大学を卒業している場合は、雇用証明書(雇用開始時期、Full Timeの記載必要)
- ⑪英語能力を証明する書類のコピー (TOEIC, TOEFL, IELTS 証明書 直近3 年以内のもの)
- *⑪についてのみ、お持ちでない場合はなし、とご連絡ください。それ以外は必須書類です。

- *書類選考後に必要となりますので、下記 1. については、事前準備されることをお薦め致します。
- 1. 英文推薦状(2 通以上)-中・長期のみ。 シンクタンクを希望する場合必要。但し、個々の状況によるため、シンクタンクとのプレイスメント実現の保証はございません。

*Letters of recommendation should include an assessment of the student's strengths, flexibility, adaptability to life in another country, accomplishments and goals. Students should be prepared to ask at least two professors, supervisors etc, for a recommendation letter after they are accepted to the Japan IDYL program.

強み、柔軟性、他国での適応力、達成したこと、ゴール等について触れること。少なくとも、教授、スーパーバイザー等から2通頂けるよう、準備しておくこと

- 2. Budget Worksheet (所定フォームあり)
- *選考後にJIPTより配布予定。プレイスメント先が未確定ではございますが、予測でどの程度の予算があるかを確認するためのもの
- 3. Internship Interests Form (所定フォームあり)
- *選考後にJIPTより配布予定。保証はございませんが、興味のある組織・団体や、直接コネクションのある団体等がある場合はお知らせいただけますと、プレイスメントの参考となります。

提出先(JIPT) メールアドレス: mofaprogram@jipt.jp (郵送・ファックス不可)